

# IASB Update 2026 年 9 月



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定をハイライトしている。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS® 会計基準、修正、IFRIC® 解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2026 年 9 月 22 日から 23 日に会議を行った。](#)

## 関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [無形資産（アジェンダ・ペーパー17）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）](#)
- [IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計（アジェンダ・ペーパー26A）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [IAS 第 12 号が適用される税金費用又は税金収益ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [引当金—的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2026 年 9 月 22 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」の要求事項案の再審議を継続した。

IASB は、自己の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品の分類及び表示に関する IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の修正案について議論した。具体的には、IASB は次のことについて議論した。

- 当該金融負債の当初認識時の借方仕訳（アジェンダ・ペーパー5A）
- 当該金融負債の再測定に係る利得又は損失の認識（アジェンダ・ペーパー5B）
- 当該金融負債の測定（アジェンダ・ペーパー5C）
- その他の事項（アジェンダ・ペーパー5D）

### 自己の資本性金融商品を購入する義務—当初認識時の借方仕訳（アジェンダ・ペーパー5A）

IASB は、金融負債の当初認識時の借方仕訳に関する要求事項案を、文言のいくつかの改善及び的を絞った精緻化を条件として進めることを暫定的に決定した。これらの精緻化は次のことを明確化することになる。

- a. 企業は、非支配持分に対して発行された義務が現時点で IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の要求事項に従って所有持分に関連したリターンへのアクセスを企業に与えているかどうかを評価する。
- b. 非支配持分に対する義務が現時点で所有持分に関連したリターンへのアクセスを企業に与えていない企業は、次のようにする。
  - i. 当該借方金額を当初認識時に非支配持分から減額するが、非支配持分の認識の中止は行わない。
  - ii. 財政状態計算書において、当該借方金額を独立した科目とし、非支配持分についての総額の科目からの減額として表示する。ただし、当該計算書が IFRS 第 18 号に記述されている有用な体系化された要約を提供するために区分表示が不必要である場合は除く。

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこれらの決定に賛成した。

#### **自己の資本性金融商品を購入する義務—再測定による利得又は損失（アジェンダ・ペーパー5B）**

IASB は、企業は当該金融負債の再測定に係る利得又は損失を純損益に認識するという明確化の提案を、軽微な文言改善を条件として進めることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **自己の資本性金融商品を購入する義務—当該金融負債の測定（アジェンダ・ペーパー5C）**

IASB は、次のことについて議論した。

- a. 当該金融負債の測定に関しての要求事項案に対するフィードバック
- b. このフィードバックの分析
- c. 当該フィードバックに対応した要求事項案の考え得る変更

IASB は何も決定を求められなかった。

#### **自己の資本性金融商品を購入する義務—その他の事項（アジェンダ・ペーパー5D）**

IASB は、文言の改善を条件として、次のことに関しての要求事項案を進めることを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 32 号の第 23 項が適用される金融商品
- b. 総額決済か純額決済か

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、売建プット・オプションの期限満了に関しての要求事項案を、文言の改善及び的を絞った精緻化を条件として進めることを暫定的に決定した。的を絞った精緻化は、非支配持分に係るプット・オプションの期限満了時に、企業が次の両者の差額を純損益に認識することを明確化することとなる。

- a. 当該金融負債の帳簿価額
- b. 非支配持分が減額された当初の金額

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB は、自己の資本性金融商品を購入する義務から生じる金融負債の測定についてさらに議論し、公開草案における残りのトピックを再審議する。

## 償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は、2026 年 9 月 22 日に会合し、次のことについて議論した。

- 特定の金融商品への 10%テストの適用（アジェンダ・ペーパー11A）
- 条件変更された金融商品の実効金利の会計処理（アジェンダ・ペーパー11B）
- 金融商品の条件変更に係るコスト又は手数料の会計処理（アジェンダ・ペーパー11C）

### 10%テストの適用（アジェンダ・ペーパー11A）

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の B3.3.6 項における 10%テストをオプション又は偶発的条件を有する金融商品及びリボルビング信用枠である金融商品に適用することに関しての利害関係者の質問について議論した。

IASB は、金融資産又は金融負債に 10%テストを適用する企業は次のようにする旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 金融商品のすべての契約条件を考慮する。
- b. オプション又は偶発的条件を含んでいる金融商品の契約上のキャッシュ・フローを、契約で定められている最も早い可能な日にオプションが行使される（又は偶発的事象が発生する）という前提で決定する。オプションが行使されるか又は偶発的事象が発生する蓋然性又はその見積られる時期は、当該キャッシュ・フローの決定に影響を与えない。

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこれらの決定に賛成した。

IASB は、リボルビング信用枠である金融資産又は金融負債に 10%テストを適用する企業は、その枠の契約上のキャッシュ・フローをその枠の契約条件全体に基づいて決定する旨も暫定的に決定した。特に、企業は、新規の及び当初の契約条件の下で、その枠の残りの期間にわたる最大限の信用能力に基づいて契約上のキャッシュ・フローを決定する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 条件変更された金融商品の実効金利の会計処理（アジェンダ・ペーパー11B）

IASB は、条件変更が認識の中止を生じさせない場合の条件変更された金融商品の実効金利の会計処理に関しての利害関係者の質問について議論した。IASB は、金融商品の条件変更が認識の中止を生じさせない場合に、貨幣の時間価値又は信用リスクに対する対価を提供する契約上の金利の変動を反映するために企業が実効金利を調整することを要求するように IFRS 第 9 号を修正することを提案することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

### 金融商品の条件変更に係るコスト又は手数料の会計処理（アジェンダ・ペーパー11C）

IASB は、金融商品が条件変更され、その条件変更が認識の中止を生じさせない場合のコスト又は手数料の会計処理に関しての利害関係者の質問について議論した。

IASB は次のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 企業が IFRS 第 9 号の 5.4.3 項及び B3.3.6A 項を適用する目的上、「発生したコスト又は手数料」という用語には次のものが含まれる。
  - i. 契約の当事者間で授受されたすべての手数料及びポイントのうち金融商品の条件変更に直接起因するもの（債務者又は融資者のいずれかが他方に代わって授受した手数料を含む）
  - ii. 金融商品の条件変更に直接起因する取引コスト及び他のすべてのプレミアム又はディスカウント
- b. 金融資産又は金融負債の条件変更が認識の中止を生じさせない場合には、企業は条件変更時における未償却のコスト又は手数料を条件変更された金融資産の総額での帳簿価額又は条件変更された金融負債の償却原価の一部として引き続き認識する。当該コスト又は手数料は、条件変更された金融商品の残りの期間にわたり償却される。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる論点の審議を継続する。

## 持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は、2026 年 9 月 23 日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」における提案の再審議を継続した。

## 関連会社との取引—IAS 第 27 号「個別財務諸表」に対する影響（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、個別財務諸表において子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資を会計処理するために持分法を使用している企業に対する IAS 第 27 号の開示要求について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 持分法を使用して会計処理する子会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示することを親会社に要求するという公開草案の提案を撤回する。
- b. 個別財務諸表において持分法を使用して会計処理する子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資との取引から生じる利得又は損失の認識についての会計方針を開示することを企業に要求する。
- c. 個別財務諸表についての他の開示要求を IAS 第 27 号に追加しない。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

## 整理論点（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、公開草案の第 55 項を維持することを暫定的に決定した。同項は、持分法の適用に関して適切である手続の多くは IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に記述されている連結手続と同様であると述べている。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、関連会社との取引から生じる利得又は損失の開示の免除を使用している投資者に対し、そのようにした旨を開示するよう要求することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 投資者が移行時に過大なコスト又は労力による免除を適用する場合に、投資者が次のいずれかの方法で評価を行うことを要求する。
  - i. 当該関連会社との過去の取引のうちある部分が移行日において未認識のままである取引から生じるすべての利得及び損失について集散的に評価する。
  - ii. そうした利得又は損失について個別に評価する。
- b. 投資者が過大なコスト又は労力による免除を適用する関連会社について、投資者は新しい会計方針を移行日後に発生した当該関連会社との取引から生じる利得及び損失に将来に向かって適用する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 関連会社との取引—IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」に対する影響（アジェンダ・ペーパー13C）

IASB は、要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用するものに対し、関連会社及び共同支配企業との取引から生じる利得又は損失の認識についての会計方針を開示することを要求することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用するものに対し、次の開示を要求しないことを暫定的に決定した。

- a. 当該子会社が利得又は損失の全額を認識することを選択する場合に、その関連会社及び共同支配企業との取引との「ダウストリーム」取引から生じる利得又は損失
- b. 当該子会社が利得又は損失の認識を制限することを選択する場合に、その関連会社及び共同支配企業との「アップストリーム」取引及び「ダウストリーム」取引から生じる利得又は損失
- c. 関連会社及び共同支配企業との取引の性質並びにそれらが利得及び損失の開示に含まれているかどうか

12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこれらの決定に賛成した。

IASB は、要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用していて関連会社及び共同支配企業との取引から生じる利得又は損失の認識を制限することを選択するものに対し、期末現在で制限されている利得及び損失の金額並びにそれらが財政状態計算書のどこに含まれているのかの開示を要求することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用するものに対し、制限された利得及び損失が認識されている包括利益計算書上の科目を開示することを要求しないことを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用していて IAS 第 27 号に従って個別財務諸表を作成するものに対し、持分法を使用して会計処理する子会社、関連会社又は共同支配企業との取引から生じる利得又は損失の認識についての当該子会社の会計方針を開示することを要求する。
- b. 要件を満たす子会社で子会社に対する投資の会計処理に持分法を使用している親会社であるものに対し、当該子会社との「ダウストリーム」取引から生じる利得又は損失の開示を要求するという公開草案の提案を撤回する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 12 号「他の企業への関与」の第 20 項に追加される開示目的を IFRS 第 19 号には追加しない。
- b. 要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用するものに対し、制限された利得及び損失の期首残高と期末残高との間の調整表を開示することを要求しない。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **発効日及び早期適用（アジェンダ・ペーパー13D）**

IASB は改訂 IAS 第 28 号の発効日を検討した。

IASB は、IAS 第 28 号が 2027 年前半に公表されることを前提として、投資者に対し、改訂 IAS 第 28 号を 2029 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求し、早期適用を認めることを暫定的に決定した。投資者が改訂 IAS 第 28 号を発効日前に適用する場合、投資者はそうにした旨を開示することを要求される。

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

## デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー13E）

IASB は、「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件及びデュー・プロセスの要求事項について議論した。

IASB は改訂 IAS 第 28 号を再公開せずに公表することを決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

12 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、改訂 IAS 第 28 号の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

1 名の IASB メンバーが改訂 IAS 第 28 号の公表に反対する意向を示した。

IASB は書面投票プロセスを開始することを決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は改訂 IAS 第 28 号の書面投票プロセスを開始する。IASB は文案作成のプロセスにおいて生じる整理論点について議論する。

## 無形資産（アジェンダ・ペーパー17）

IASB は 2026 年 9 月 22 日に会合し、IAS 第 38 号「無形資産」における無形資産の定義のいくつかの側面及びそれを支える要求事項の考え得る変更について議論した。

具体的には、IASB は、知的財産のライセンス供与契約についての顧客の会計処理について開発しているモデルの追加的な進展について議論した。当該モデルは、「サービスとしてのソフトウェア」（SaaS）契約におけるクラウド・ベースのソフトウェア提供契約をテストケースとして使用している。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、次のことを行う。

- a. 無形資産の定義及び無形資産の認識に関する IAS 第 38 号の要求事項のいくつかの側面の考え得る変更についての議論を、テストケースを使用して継続する。
- b. プロジェクトの方向性に影響を与える可能性のある協議グループからのフィードバック及びその他のリサーチからの発見事項について議論する。

## 企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2026 年 9 月 23 日に会合し、企業結合の事後の業績に関してどのような種類の情報を開示することを企業に要求すべきなのかについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における提案の再審議を継続する。

## キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は 2026 年 9 月 23 日に会合し、次のことについて議論した。

- 取得関連の支払の分類についての考え得る要求事項、特に、
  - ✧ 前から存在している債務の支払
  - ✧ 条件付対価及び繰延対価
  - ✧ 取引コスト
- 特定の資産及び負債の特定の変動に関する情報についての考え得る開示要求

### 取得関連の支払の分類（アジェンダ・ペーパー20A）

IASB は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 39 項の要求事項を修正して、「支配の獲得又は喪失から生じたキャッシュ・フロー」には、IFRS 第 3 号「企業結合」の第 37 項に記述されている「移転された対価」に含まれる項目の支払のみが含まれると述べることを提案することを暫定的に決定した。その結果として、キャッシュ・フロー計算書において次のとおりとなる。

企業結合から生じる繰延対価及び条件付対価の支払は、投資活動に分類される。

12 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

- a. 企業結合における被取得企業の前から存在している債務の支払は、財務活動に分類される。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

- b. 企業結合において生じた取引コストの支払は、営業活動に分類される。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 特定の資産及び負債の特定の変動（アジェンダ・ペーパー20B）

IASB は、次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 資産及び負債の特定の非資金変動を開示することを企業に要求し、財務諸表利用者が次の両者の関係をよりよく理解できるようにするという開示目的を IAS 第 7 号に導入する。
- i. 資産及び負債の変動について間接法の調整で報告されている金額
  - ii. 財政状態計算書に表示されている同じ資産及び負債

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

- b. 間接法の調整に含まれている資産及び負債を含んでいる財政状態計算書上の各科目について、次のことから生じる非資金変動の金額を開示することによって開示目的を満たすことを企業に要求する。

- i. 在外営業活動体の業績及び財政状態の換算
- ii. 子会社又はその他の事業に対する支配の獲得又は喪失
- iii. 財政状態計算書における資産及び負債の分類変更

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

- c. (b)の情報を表において提供することを企業に要求する。

12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

- d. (b)で定めているもの以外の重要性がある情報を企業が開示するという全般的な要求に対する免除は設けない。

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、プロジェクト計画にあるトピックについて財務報告を改善する方法を引き続き検討する。

## IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計（アジェンダ・ペーパー26A）

IASB は 2026 年 9 月 22 日に会合し、IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計に関する公表予定の情報要請について議論した。

IASB は次のことを行った。

- a. 一般からのコメントを求めるための情報要請の公表を承認した。
- b. 120 日のコメント期間を設定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、今月に情報要請を公表する予定である。

## 維持管理及び一貫した適用

## IAS 第 12 号が適用される税金費用又は税金収益ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は、2026 年 9 月 23 日に会合し、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の修正案の残りの側面について議論した。

修正案は、政府が法人所得税の直接の代用として課した税金費用を純損益計算書の法人所得税区分に分類することを企業に要求することになる。IASB は、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を修正して、要件を満たす子会社で IFRS 第 19 号を適用していて法人所得税以外の税金費用を法人所得税区分に分類しているものに対して、次のことを開示するよう要求することを暫定的に決定した。

- a. 当該税金費用の性質及び金額並びにそれらの計算基礎
- b. IFRS 第 18 号の第 123 項(c)で要求されている調整表に開示される各項目について、それらの税金費用の影響

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案を IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」に従って遡及適用することを企業に要求する。
- b. 初度適用企業に対して修正案の遡及適用の免除又は例外を設けない。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は公開草案について 120 日のコメント期間を設定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

12 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公開草案の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

2 名の IASB メンバーが公開草案における提案に反対する意向を示した。

### 次のステップ

IASB は公開草案を 2026 年第 4 四半期に公表する予定である。

## 引当金一時的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASB は、2026 年 9 月 23 日に会合し、公開草案「引当金一時的を絞った改善」（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正案）における提案の再審議を継続した。

### 認識—第 14Q 項を省略することの影響（アジェンダ・ペーパー22A）

2026 年 5 月の会議で、IASB は IAS 第 37 号から公開草案の第 14Q 項で提案している要求を省略することを暫定的に決定した。この会議で、IASB は当該要求を省略することの影響について議論した。主要な影響は、公開草案の第 14R 項で提案している補強的な要求を省略又は移動すべきかどうかを検討することの必要性である。

IASB は、その補強的な要求を、引当金の認識についての過去の事象の条件を補強する要求事項から義務の条件を補強する要求事項に配置替えすることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 認識—過去の事象の条件のその他の側面（アジェンダ・ペーパー22B）

IASB は、引当金の認識についての過去の事象の条件に関する提案のその他の側面について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 閾値を契機とするコストについて提案されている要求事項に対する変更を行わない。
- b. IAS 第 37 号において、将来に営業を行うために発生する必要があるコストについては引当金を認識しないという記述を維持する。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### その他の事項（アジェンダ・ペーパー22C）

IASB は、未履行契約（不利である場合を除き、IAS 第 37 号の範囲から除外されている）に関するその他の側面について議論した。

IASB は、IAS 第 37 号における未履行契約の定義の文言を「財務報告に関する概念フレームワーク」における文言に合わせるように更新するという提案を維持することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. IAS 第 37 号の第 3 項における未履行契約についての範囲除外を維持する。
- b. 同項に、その範囲除外を公開草案の第 14L 項で提案している移転の条件の説明と関連付ける一文を追加する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB は提案の再審議を継続する。